平成２５年（フ）第７９２号
横浜市港北区綱島東５丁目27番21号　スカイハイツ201
債務者　白銀　健一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５号
静岡市葵区上足洗３丁目11番38―205号
債務者　内田　達也
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５４号
静岡市駿河区南町２番26―502号
債務者　笠井千夏子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1378番地１、前住所群馬県利根郡昭和村大字糸井6935番地１
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０７号
岡山市南区小串829番地５
債務者　大浦　道子（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１号
岡山市北区十日市中町２番37―１号クレーム金沢１―102
債務者　山中　純子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
長崎県松浦市今福町仏坂免1408番地２
債務者　松尾　貞子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
東京都青梅市長淵６丁目462番地の１エリーハイツ中郷Ｃ102
債務者　山本　篤子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４９号
静岡県袋井市旭町１丁目11番地の12　みやびコーポラス１―Ｃ号室
債務者　井出　繁利
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９９５号
大阪市此花区四貫島２丁目９番４号
債務者　岡本　和子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８２号
大阪府東大阪市高井田28番11―207号　ヴィラ・オビラ
債務者　伊禮　一敏
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３号
東京都町田市高ケ坂1845番地公社住宅Ｃ340
債務者　林　　健吾
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１５号
東京都府中市北山町４丁目１番地４―507
債務者　村田枝美子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６８号
東京都小金井市貫井北町２丁目４番８号ベストプレイス小金井201
債務者　田嶋美千代
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４２３号
高知市帯屋町１丁目13番24号
破産者　有限会社篠原商事
1　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
2　一般調査期日　平成25年７月２日午前11時
平成25年５月14日　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８１号
岩手県宮古市愛宕２丁目２番９号　イーストハウス１―203号室、開始決定時の住所埼玉県草加市花栗１丁目６番５―429号
破産者　鈴木　雄三
1　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
2　一般調査期日　平成25年７月26日午前11時
平成25年５月13日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７２６号
大阪市都島区中野町５―９―１、住民票上の住所大阪市淀川区十八条１丁目８番41―５号
破産者　岡本　典子
1　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
2　一般調査期日　平成25年７月18日午後３時
平成25年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部